

協定書の名義変更について（案）

1 概要

「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」及び「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱とその基本となる考え方」に基づき実施する健康対策を確実に実施するために、希望者は区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた元園児については、その法定代理人保護者）との間で協定を締結しております。

ばく露から18年が経過し、成人を迎えた元園児たちもいることから、協定書の名義を法定代理人から元園児本人の名義に変更したいとの要望をいただいております。

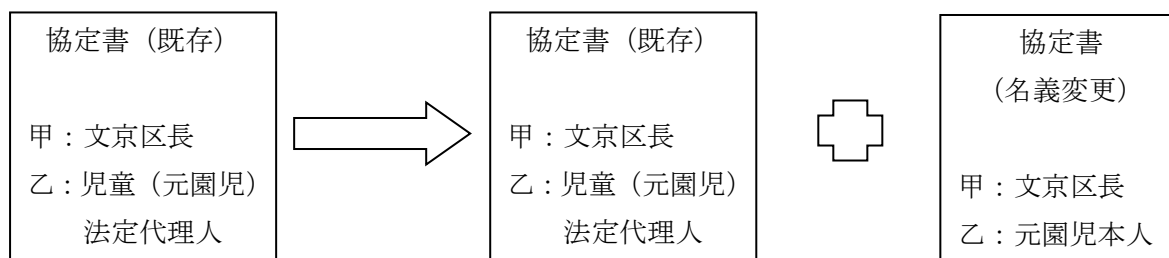
そこで健康対策対象者へ周知を行い、希望者の申し出に基づき法定代理人である保護者から元園児本人へ名義を変更するという協定を締結します。

2 名義変更の協定について

既に協定を締結している方で、法定代理人である保護者から元園児本人単独の名義に変更したい方は、本人の申し出に基づき新たに名義変更のための協定を締結します。

協定の内容そのものに変更はなく、既に締結している協定の効力に影響はありません。

※イメージ図



双方記名押印の上で各自1部を保有する。

協定の名義変更を希望しない方は特に申し出の必要はありません。元園児本人名義による協定を結ばないことによって、協定の効力が本人に及ばないということはありません。

3 今後の手続きについて

平成30年2月以降、成人を迎えた元園児（満年齢20歳以上）について、協定書の一部を変更する協定書（以下、変更協定書という。）の締結についての案内を送付し、一定期間内に希望者は区まで変更協定書を1部返送してもらいます。

もう1部はお手元で保管いただきます。

ご案内時点で元園児が未成年の場合には、来年度同時期頃に同様の案内送付を予定

しております。

なお、平成 19 年当時協定未締結の方が変更協定書のみ締結することはできませんので、もしこの機会に協定の締結を希望される場合には、別途幼児保育課までご連絡いただきます。協定を締結しないことで、元園児及び保護者が被る不利益はございません。